

## 「琵琶湖大橋有料道路のあり方」に関する検討状況について

### 1. 共通事項

1. 1 滋賀県道路公社の財務状況
1. 2 琵琶湖大橋有料道路管理区間の整備経緯
1. 3 琵琶湖大橋有料道路管理区間の維持管理費
1. 4 道路網の課題
1. 5 他の道路への影響

### 2. 建設有料事業を清算する場合

2. 1 清算する理由
2. 2 整備について
2. 3 維持管理について
2. 4 その他

### 3. 建設有料事業を継続する場合

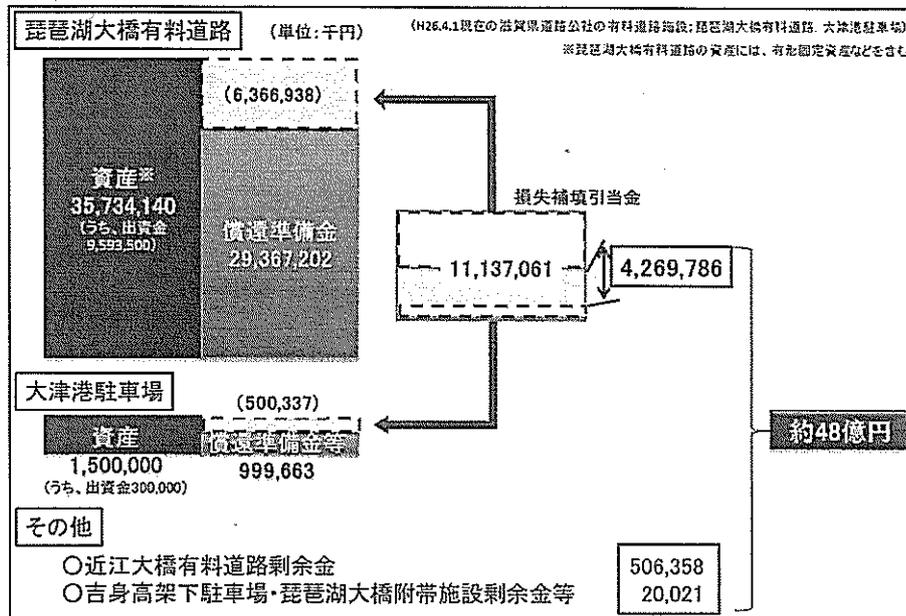
3. 1 継続する理由
3. 2 整備の範囲とアンケート結果について
3. 3 維持管理について
3. 4 料金(料金値下げあるいは割引)について

### 4. 市長会・町村会での意見

4. 1 市長会での意見について
4. 2 町村会での意見について

# 1. 共通事項

## 1. 1 道路公社の財務状況



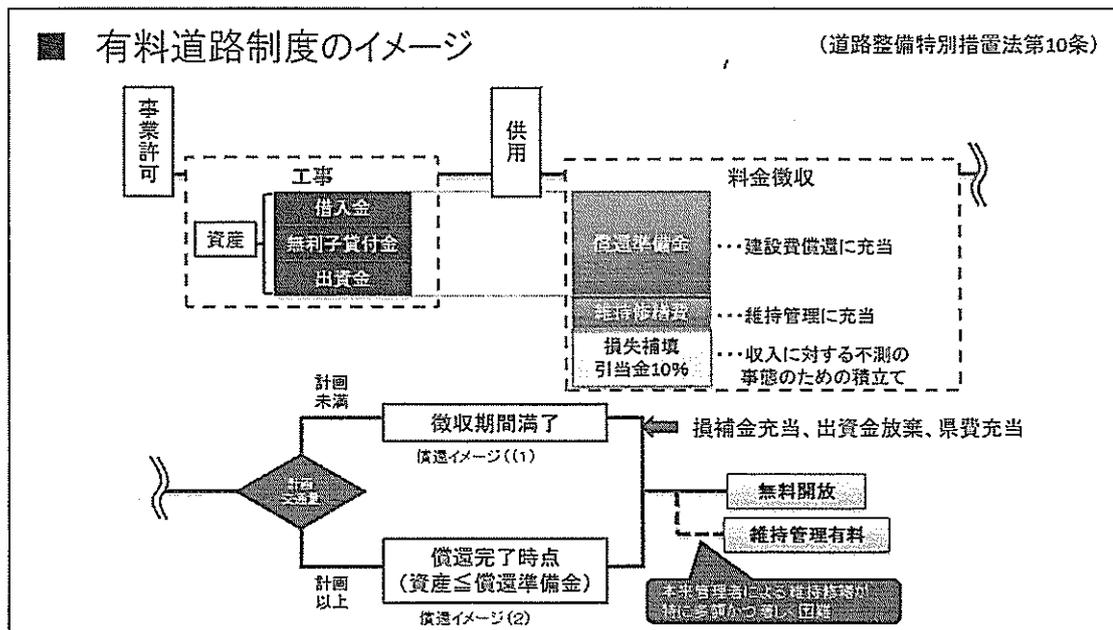
損失補填引当金を充当すれば、今すぐにでも償還できる状況である。

- ・ H25 包括外部監査
- ・ H26 公社監事監査
- ・ H26 監事から知事への意見書

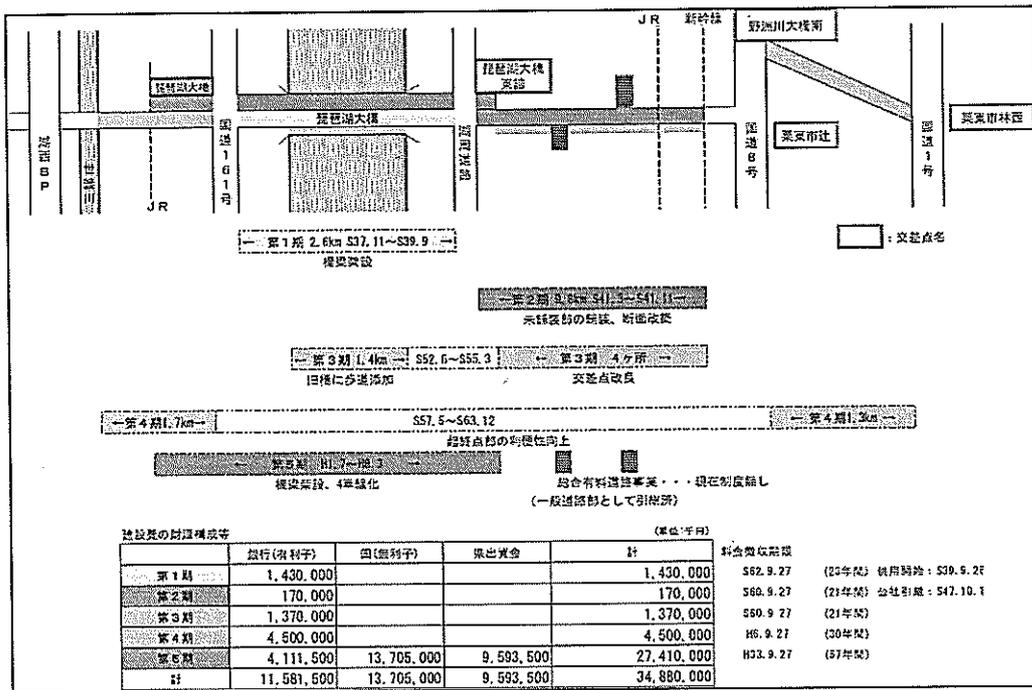
### 【参考】

有料道路制度とは

道路整備の緊急性と財政上の要請により、「道路無料公開の原則」に対し特別の措置として道路整備特別措置法に規定されているもので、借入金等で道路を建設し、開通後の通行料で借入金等および利息の返済と維持管理に要する費用を償い、料金徴収期間満了または償還準備金が借入金を上回った時点のいずれか早い時点で、本来道路管理者に引き継ぎ、無料になる制度である。



## 1. 2 琵琶湖大橋有料道路の整備経緯



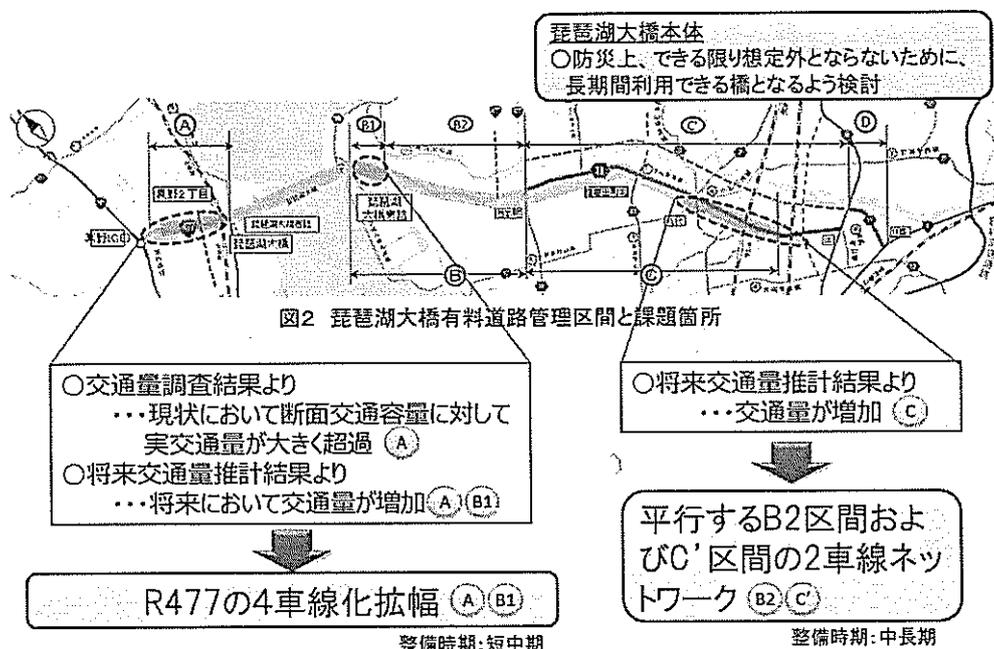
## 1. 3 琵琶湖大橋有料道路管理区間の維持管理費 年平均3.5億円の維持管理費(試算)を要する。

【維持管理費(試算)の内訳】

琵琶湖大橋本体 (L=1.4km)・・・143,390千円/年

琵琶湖大橋本体以外 (L=14km) (吉身跨線橋実施中工事は除く)・・・200,560千円/年

## 1. 4 道路網の課題および対応案



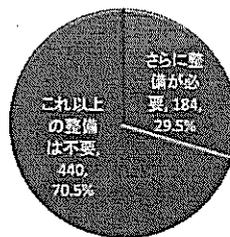
## 1. 5 他の道路への影響

建設有料事業を清算する場合、継続する場合のいずれの場合も他の道路整備と維持管理に影響を与えないようにすることが必要。

## 2. 建設有料事業を清算する場合

### 2. 1 清算する理由

- ・道路公社の財務状況
- ・包括外部監査
- ・道路公社の監事監査
- ・整備の必要性（H26年度アンケート）



これ以上の整備は不要と考える利用者が約70%

### 2. 2 整備について

整備費用 = 整備効果の確認された区間

#### 【予測ケース】

- ・事業費：概算事業費 50 億円～100 億円を想定

#### 【整備にかかる費用の内訳】

想定区間	想定事業費	ケース1・・・単独事業			ケース2・・・交付金事業		
		地元負担金20%、起債90%			交付金55%、起債90%		
		負担金 <sup>1)</sup>	起債 <sup>2)</sup>	一財 <sup>3)</sup>	交付金 <sup>4)</sup>	起債 <sup>2)</sup>	一財 <sup>3)</sup>
A、本体、B1 (短中期)	50	10.0	36.0	4.0	27.5	20.2	2.3
	100	20.0	72.0	8.0	55.0	40.5	4.5

1) 負担金・・・地元負担金、2) 起債・・・地方債、3) 一財・・・一般財源相当額、4) 交付金・・・国からの交付金

### 2. 3 維持管理について

維持管理にかかる費用（平均 3.5 億円／年）

= 大規模修繕費<sup>1)</sup> + 通常維持管理費<sup>2)</sup>

1) 大規模修繕費・・・桁再塗装、支承交換等、2) 通常維持管理費・・・電気代、植栽管理、舗装補修等

※長寿命化修繕計画に基づく大規模修繕費は多い年と少ない年がある。

「滋賀県近江大橋等維持修繕基金条例」に基づく事業においては、通常維持管理費は基本的に基金でまかない、大規模修繕費については起債も活用して実施している。



○一般財源相当額に道路公社の損補金・出資金を活用して基金を造成し、充当することを検討。

### 2. 4 その他

- ・琵琶湖大橋有料道路を清算する場合、道路公社が管理している琵琶湖大橋附帯事業施設（「道の駅」びわ湖大橋米プラザ）および大津港駐車場のあり方についても検討が必要
- ・2つの道路公社事業を清算した場合、滋賀県道路公社を清算することとなる。

### 3. 建設有料事業を継続する場合

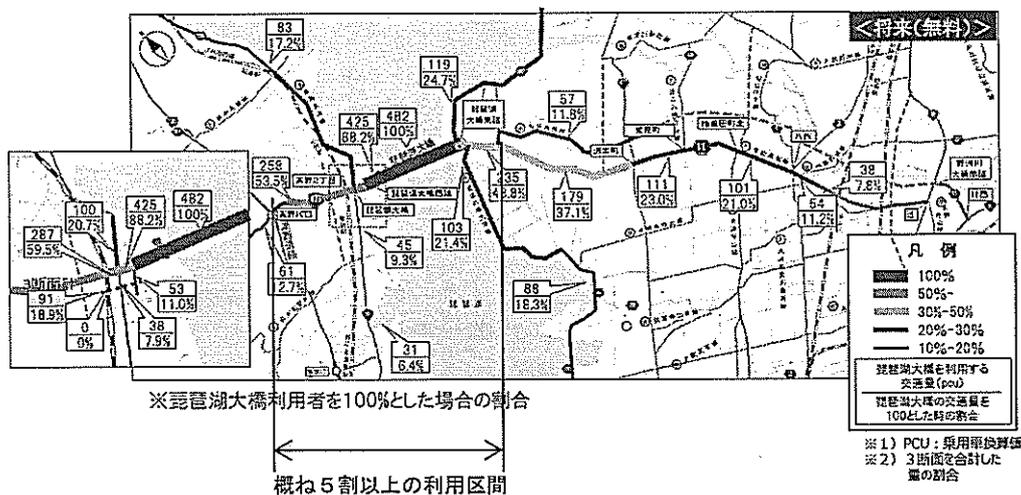
#### 3. 1 継続する理由

- ・5期整備以降、湖西道路の無料化に伴う交通量の増加により、容量比で約2割増のため。
- ・現時点で琵琶湖大橋有料道路管理区間において著しく混雑している所があるため。
- ・湖西道路が4車線化された場合、さらに混雑するため。
- ・いつ起こるか分からない大規模地震に備え、できる限り想定外とならないように琵琶湖大橋本体の耐震性能を向上するため。
- ・現在の県財政の状況において、これらの事業を緊急に実施することは難しく、また、利用者の利便性の向上に寄与するため。

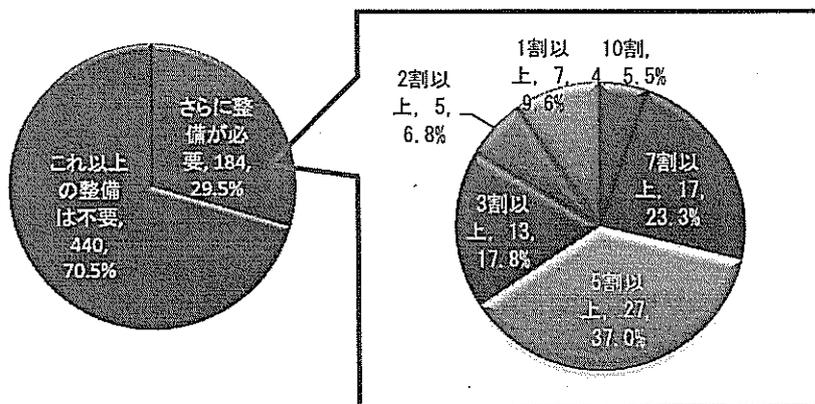
#### 3. 2 整備の範囲とアンケート結果

##### ①琵琶湖大橋との関連性

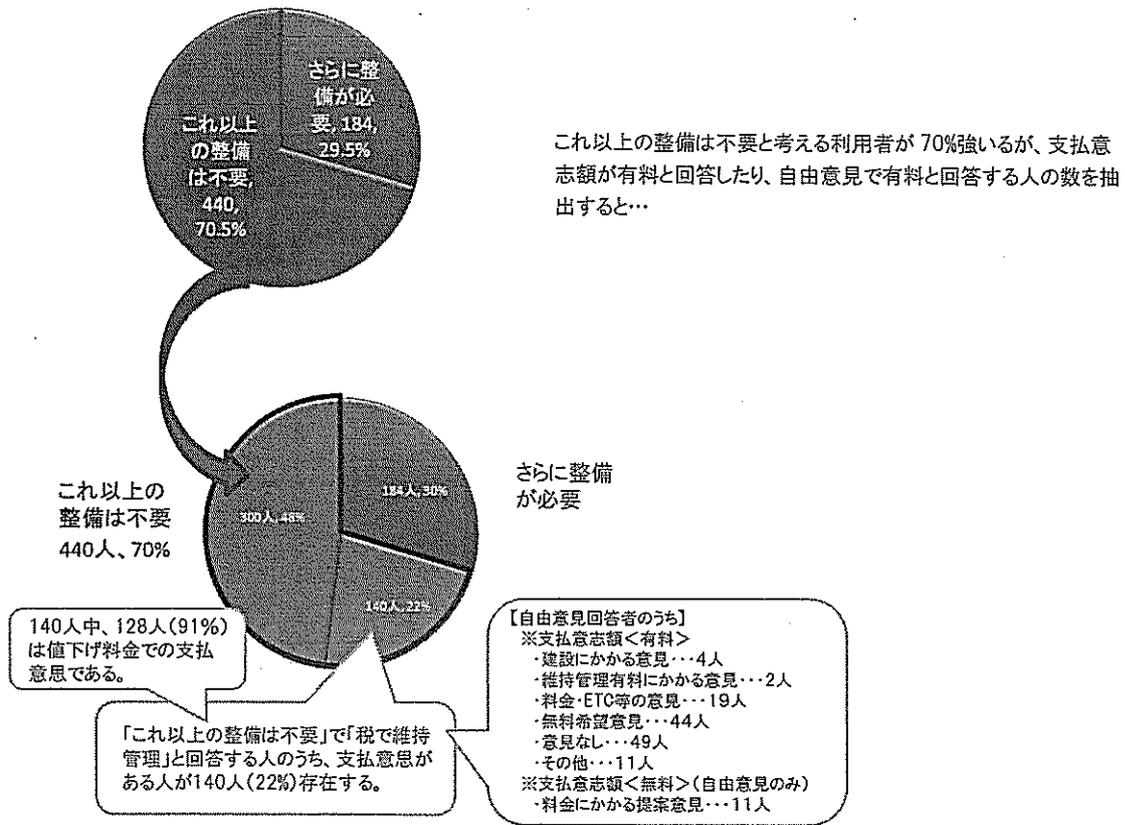
推計条件 (湖西道路4車線+) 国道477【西側】4車線+琵琶湖大橋東詰～今浜水保線4車線+今浜水保線2車線+野洲川幹線2車線



##### ②アンケート結果



整備が必要と考える人(184人)のうち、琵琶湖大橋利用者の5割以上の人を利用する範囲を整備してもよいと考える人が約70%。



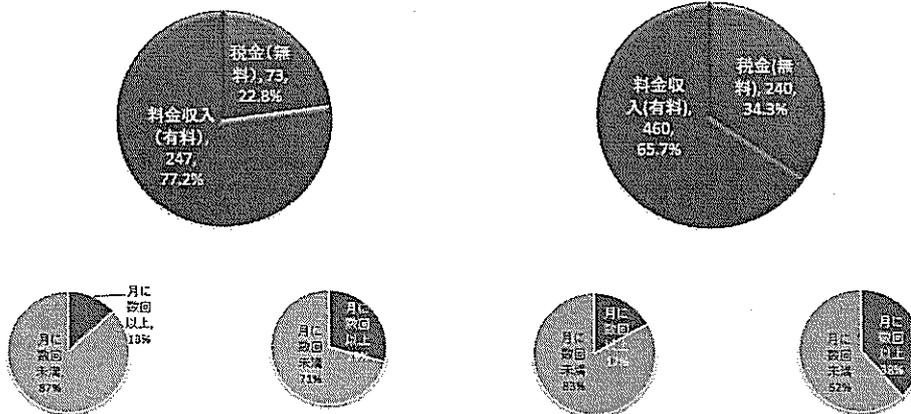
(参考)

【設問】

通行料金が無料になると、琵琶湖大橋の維持管理に必要な費用を税金で賄うことになるため、他の道路や橋などの整備および維持管理に影響がでることが考えられます。そこで、琵琶湖大橋の維持管理費の財源について、あなたのお考えに近いものをお答えください。(H25 アンケート)

県政モニター  
n=320人

webモニター  
n=700人



○琵琶湖大橋の通行料金により、料金で整備することの理解が得られやすい範囲を有料道路事業に追加して整備する。= A 区間、琵琶湖大橋本体、B 1 区間

### 3. 3 維持管理について

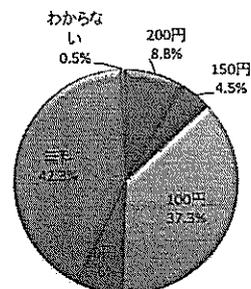
維持管理にかかる費用（平均 3.5 億円／年）を料金で対応することになる。

### 3. 4 料金（料金値下げあるいは割引、ETC導入）について

#### ①償還計画の立て方

##### 【前提】

- ・料金で道路整備（短中期整備区間）
- ・通常維持管理費：7.2 億円/年（諸経費含む）
- ・H25 年度末の未償還額：63 億円
- ・施工期間の始期：H27. 4. 1



【アンケート結果】支払意志額

追加建設費および供用日までの日数により償還期間満了日が決まるので、その期間内で償還可能な料金を設定する。

#### ②追加事業を仮に 75 億円とした場合の償還計画

##### 【料金の徴収方法と値下げ（案）】

（案 1）支払方式は同様とし、現行普通車 200 円（現金）を値下げ

（案 2）ETC<sup>注</sup>による利用頻度に基づく割引

例）多頻度割引（週 1 日、週 3 日以上等）

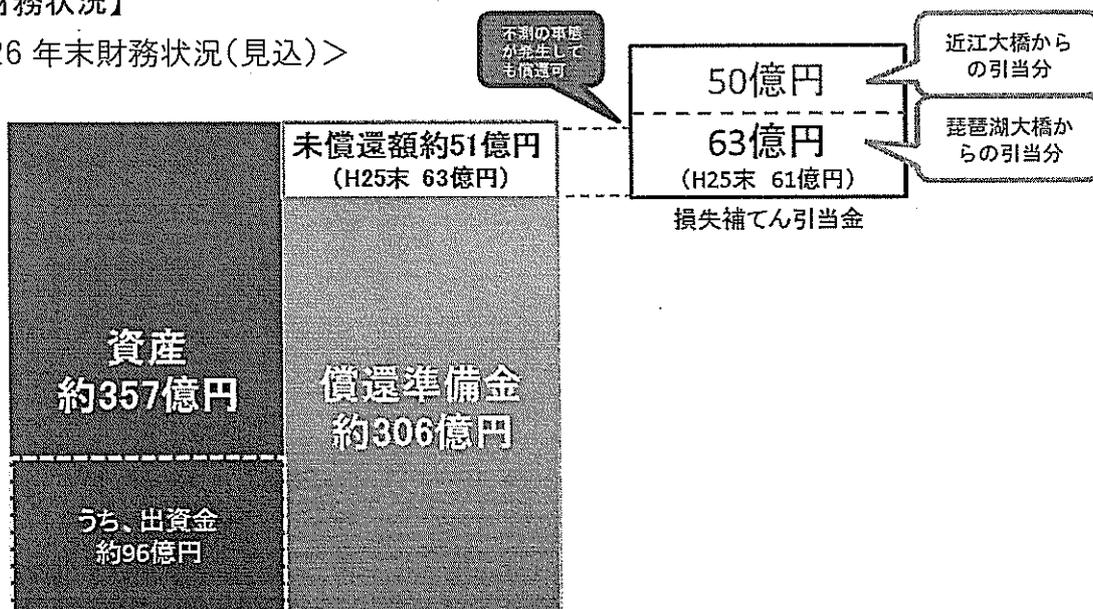
注）高速道路の ETC 利用率・・・90%（国交省 HP）

##### 【料金徴収期間】

償還期間満了日：H40. 10

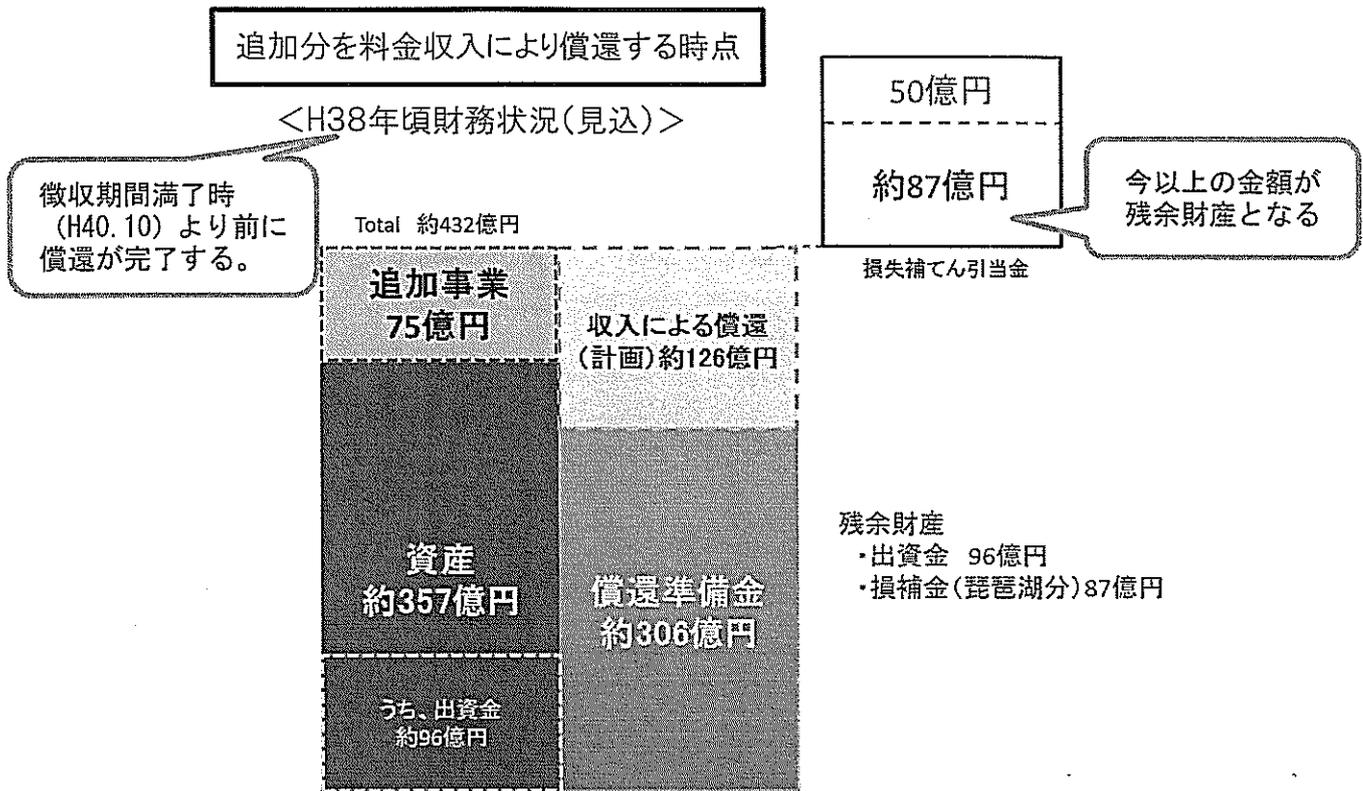
##### 【現在の財務状況】

<H26 年末財務状況（見込）>

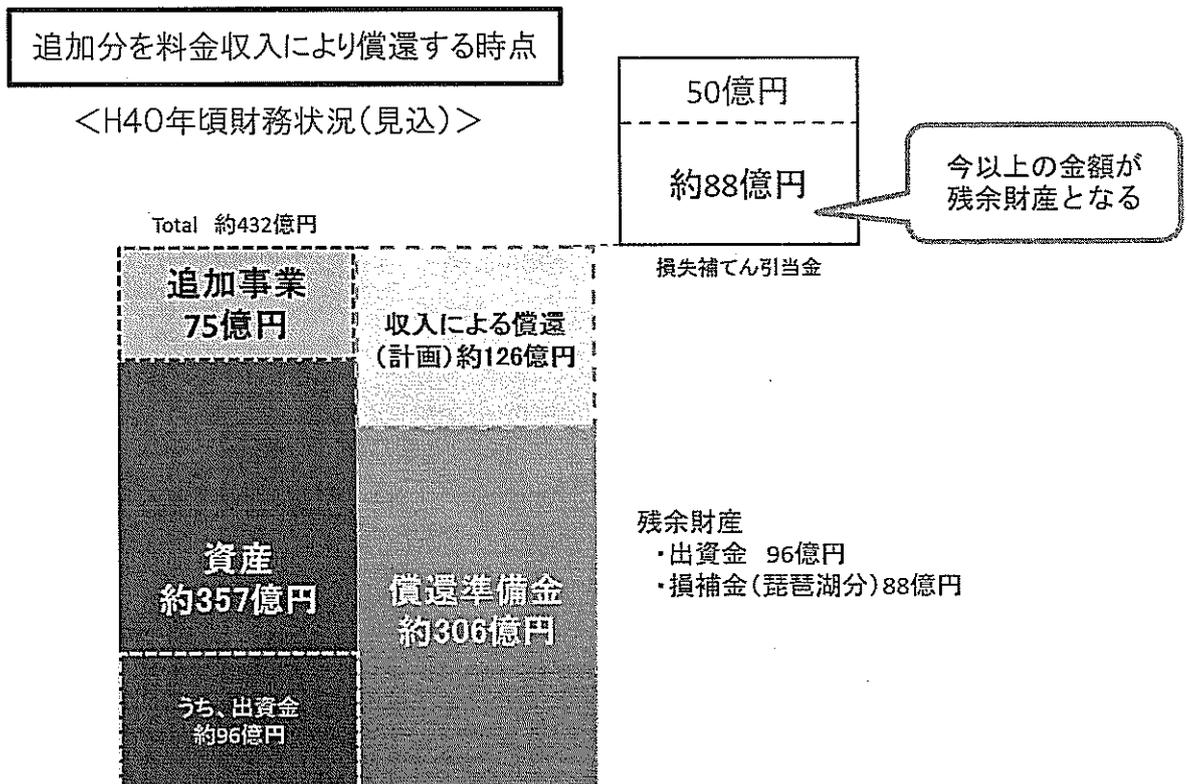


【設定料金と徴収期間満了時のイメージ】

■現行料金 普通車現金 200 円の場合



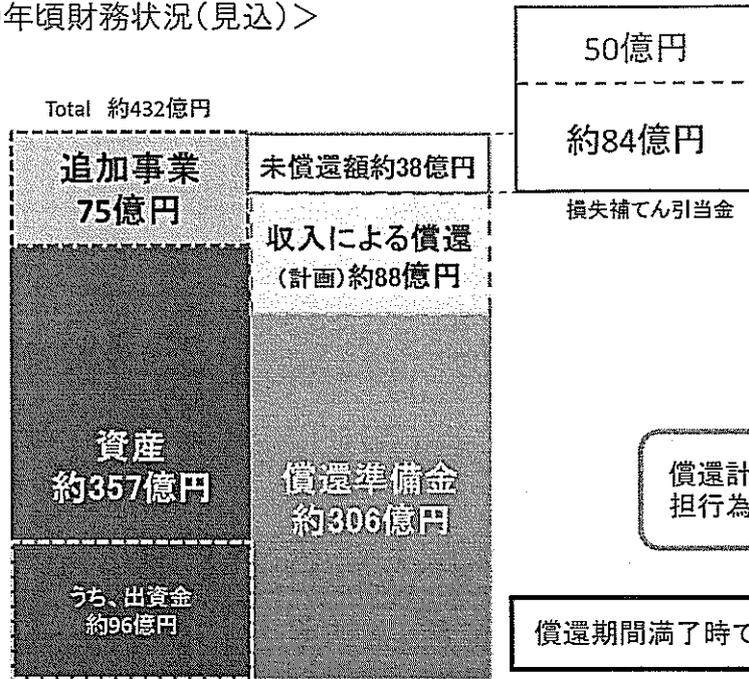
■料金徴収期間満了時 (H40.10) に償還する料金 (現行料金から 10%引き = 普通車現金 180 円) の場合



■現行料金から 25%引きの場合（普通車現金 150 円）

料金徴収期間満了時点

<H40年頃財務状況(見込)>



償還計画上、「県の債務負担行為」の議決が必要

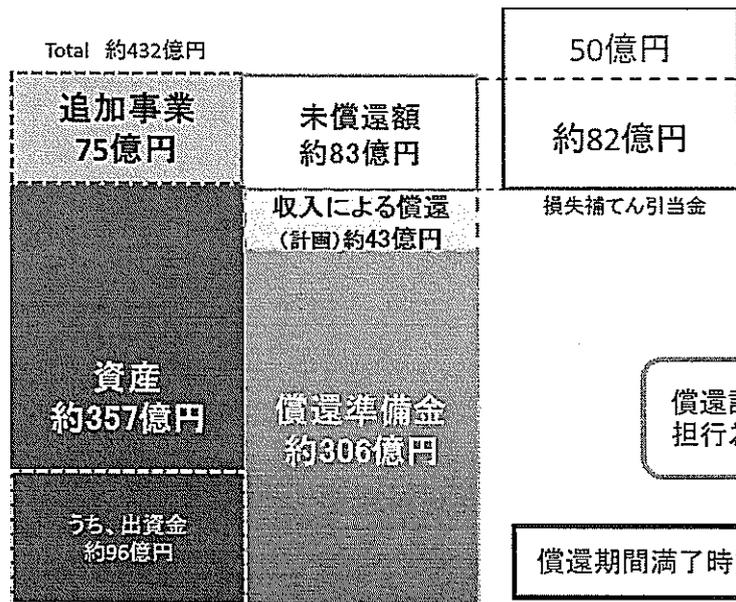
償還期間満了時でも未償還額が残る。

■現行料金から 40%引きの場合（普通車現金 120 円）

＝料金徴収期間満了時に未償還が残るが、琵琶湖大橋有料道路損補金＝未償還額となる。

料金徴収期間満了時点

<H40年頃財務状況(見込)>



償還計画上、「県の債務負担行為」の議決が必要

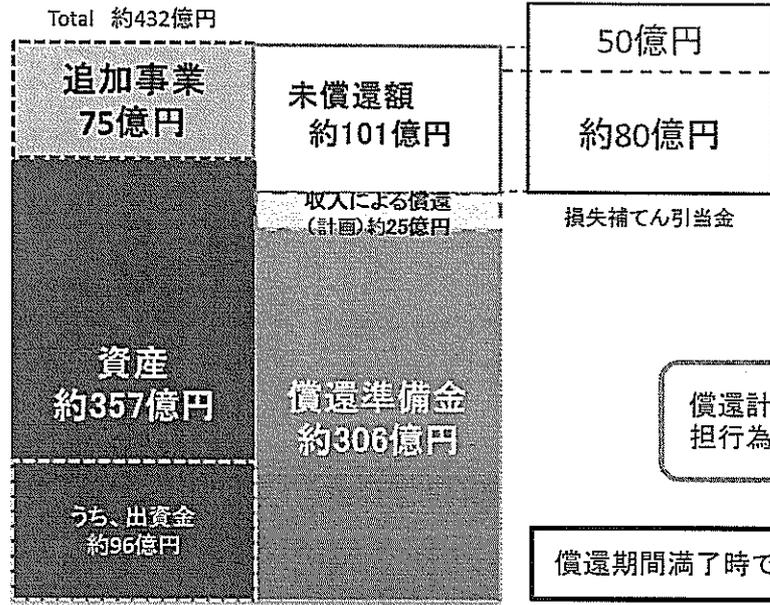
償還期間満了時でも未償還額が残る。

■現行料金から50%引きの場合（普通車現金100円）

=料金徴収期間満了時でも未償還が残る。

料金徴収期間満了時点

<H40年頃財務状況(見込)>



償還計画上、「県の債務負担行為」の議決が必要

償還期間満了時でも未償還額が残る。

## 4. 市長会・町村会での意見

### 4. 1 市長会での意見について

○日時：平成 27 年 2 月 10 日（火）15:00～17:15（うち、琵琶湖関連～16:30）

○主な発言

- ・いつ、結論を出すのか。  
→2月の定例会でまとまらなければ、6月議会もあり得る。
- ・年度内まとめの予定だったが、現時点の知事の考え方を言ってほしい。  
→政治的判断が必要でその環境を整えたい。もう少し時間を頂きたい。
- ・日 600 万円の収入を有効に使うべき。4市は研究会に入っているが、市の意見ではない。
- ・近江大橋の反省を生かすべき。
- ・琵琶湖大橋は代替性がない視点を首長はしっかり持つべきであって、道路の財源問題と関連付けて議論するのはいかなるものか。さらに料金を取ることは特措法（有料道路制度）の主旨からあっているのかを考えて慎重な判断が必要。県民目線で議論すべき。
- ・受益者負担も必要。
- ・防犯や危機管理の視点から絶対につぶれない橋にしていきたい。利用者は受益者負担が当たり前と思っている。無料化にすることはいかなるものか。
- ・基金の財源を確保できれば他の財源に影響はでないのか。国は有料を認めているのか。  
→基金は近江の時と同様の話で他に影響でない。有料は国と協議しており、見込みのある話。
- ・社会実験も検討されたか。渋滞と維持、沿道サービスと地域の活性化も踏まえて見られたか。  
→近江のことを踏まえ今回はシミュレーションでとされた。両面からみるもの。
- ・道路の機能を十分議論して頂きたい。基金も減る一方。十二分に検討頂いて、知事からこういう考えでという場をもう一回やろう。できれば今日の意見も反映して頂きたい。

### 4. 2 町村会での意見について

○日時：平成 27 年 2 月 18 日（水）11:15～11:45

○主な発言

- ・無料化されて県民みんなが普通の県道と認識するなら別だが、利用者は遠回りせずに利益がある。無料となったら我々も負担することになる。少しは受益者負担があっても当然。我々はほとんど利用しない。  
→無料、有料いずれの場合でも、他の道路に影響を与えないようにと考えている。近江大橋の時も 15 年分の 10 億円を基金化して、そのようにした。県として、最善な方法を選んでいきたい。